



## イケン先生の『恐縮ですが…一言コラム』

### 第 506 回 男女雇用機会の均等は、「茨の道」?

2013.1.6

内閣府は、昨年12月、「男女共同参画社会に関する世論調査」結果を発表した。その結果に、正直小生、少し驚いている。「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」と考える人が、2009年の前回調査に比べ、10・3ポイント増の51・6%となったのだ。特に世代別で、20歳代が**19・3ポイントの増加**で、伸び率が最も高かった。1979年当時は、「賛成」が7割以上、反対が2割と大勢を占めるこの考え方だが、1992年の調査から一貫して賛成派が減り、反対派が増え続けていた。それが今回初めて反転したというものだ。

昨年(正確には本年度末まで)、郷土・熊谷市の「事務事業評価外部評価委員会」の委員を務めた。その中でも、男女共同参画社会の実現、とりわけ市役所人事の、男女の雇用均等度の相対的低さが話題となった。

1986年「男女雇用機会均等法」が、1992年に育児休業法成立され、そして1999年「男女共同参画社会基本法」が制定され、公布・施行され、法的には徐々に整備されつつある。にも関わらず、現実的には、進展の実績が上がらない。

東京商工リサーチが2010年11月に全国209万社を調査した「全国女性調査」によると、10人に1人が女性社長という現状。受け止め方は人それぞれだと思う。厚生労働省がまとめた2009年度の雇用均等基本調査では、係長相当職以上の管理職に占める女性の割合は8.0%ですが、5000人以上の大企業に限ると5.6%に留まっている。更に、上場企業で代表権を持つ6,200人のうち女性は43人と、わずか0.7%ほど(東洋経済新報社「全上場会社の役員における女性登用状況調査」2010年1月)。厚生労働省の調べによると日本企業の女性役員比率は1%以下とのデータと符号する。ダボス会議の2012年版の「男女格差報告」では、日本は調査対象となった135カ国中101位となり、前年より順位を三つ下げた。

政府は各分野で政策や方針の決定などにかかわる「指導的地位」にある女性の割合が、あと7年後、2020年までに30%になることを目指すとしているが、どうも実際は、熊谷市に限ったことではなく、“あるべき姿”とかけ離れている状況である。

そんな時冒頭の調査結果である。

さらに詳細を見ると、20歳代を男女別で、「妻は家庭を守るべきだ」と考える男性は55・7% (前回比**21・4ポイント増**)、女性は43・7% (同**15・9ポイント増**)に上り、男女雇用機会の均等とは真逆の方向に見える。ノルウェーによって初めて導入された「クォータ制」(EUは主要加盟国へ2015年までに女性取締役比率を30%にするよう要請)が世界の潮流とすれば、我国の男女雇用機会の均等とは、かなり「茨の道」かもしれない。

日本国内で真に阻害する要因は何か? 抜本的再検証が必要である。